

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業を実施している事業所の皆様へ

平成 21 年 4 月 1 日から実施していた経過措置による軽減割合の変更は、平成 23 年 3 月 31 日で終了します。平成 23 年 4 月 1 日以降は、対象者の軽減割合が経過措置実施前の 1/4（老齢福祉年金受給者は 1/2）に戻りますので、ご留意願います。

	現行 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)	平成 23 年 4 月 1 日以降
下記以外の方	28%	1/4
老齢福祉年金受給者	53%	1/2